

# 危機管理マニュアル

## 事前危機管理について

- 学校の出入り口の開閉
  - ・正門は児童の通る時間は開ける。就業時間中は閉める。
  - ・体育館側の門は、給食物資搬入業者出入りのため開けておく。
- 校内の見回り
  - ・休憩時、授業中に校内を見回る。
  - ・気になる事柄は、職員会議で知らせる。
- 児童の防犯ブザーの携帯
  - ・児童は、個々に防犯ブザーを携帯し、不審者に遭遇したときに備える。
- 地域・保護者への連絡
  - ・「児童の安全確保」への取り組みについてのご理解とご協力をお願いする。
  - ・登校、下校時の児童を見ていただくように呼びかける。
- 定期的に、児童の危険な行為などが見られないかチェックし、状況に応じて行動規制を行うと共に、安全指導に生かす。
- 児童の安全能力を高める(身を守る知識・危険予知能力)。
- 緊急事態発生時のシミュレーション訓練、避難訓練を行い、機能化を図る。
- 年度初めに危機管理マニュアルの内容について全教職員が共通理解する。
- 年度初めに、全教職員が応急手当の研修を行うとともに、応急手当器具の保管場所を確認し、迅速・適切な対応ができるようにする。
- 校外学習については、事前に可能な限り下見をし、「学習活動を行う場所」や「その場所に行くための移動中」の安全チェックを行い、事前に安全確保について、十分に指導しておく。
- 宿泊を伴う場合は、児童に、宿泊場所で、避難経路・避難後の集合場所について指導する。
- 引率教員は、児童が負傷した場合に、速やかに応急手当ができるように救急箱を保持する。
- 引率教員は、定期的に学校に電話し、状況を報告する。
- 定期的に学校・PTA・地域などが連携を図った通学路の安全点検を行い、必要に応じて通学路の変更や設備の設置等を働きかける。
- 育英会や地域ボランティアとの関係を深める。
- 児童の下校の安全が心配される場合は、状況に応じて集団下校とし、教職員が引率する。なお、危険が予想される場合には、保護者に迎えを依頼する。
- 校内の施設等の安全点検